

プロテスト委員会から選手と監督・コーチへのメッセージ

このメッセージはいずれの規則も変更していません。

1. オンラインによる各種手続きの提出

抗議、救済要求、成績照会、ジュリーへの質問、装備の交換、乗員の交代などの手続きは大会公式掲示板(オンライン)からフォームに入力し提出することができます。事前に十分に練習をして、慣れておいてください。

2. スポーツマンシップと規則

セーリング競技は、競技者が自ら規則を守り、競技者自身が他の競技者にも規則を守らせるスポーツです。

- 規則に違反し、免罪にあたらない場合には、抗議されたか否かに関わらず、ペナルティー(リタイアやレース後ペナルティーの場合もあります)を履行してください。
 - リタイアする場合には、帆走指示 19.3 と 19.4 に従ってください。
 - 違反した規則が裁量ペナルティー(帆走指示中の【DP】表記)の対象である場合には、履行すべきペナルティーが決まっていますので、自ら違反したことをプロテスト委員会に申し出てください(規則 64.6 参照)。
 - 今大会には付則 T(調停)が適用され、「レース後ペナルティー」を履行することができます。これを履行する場合には、プロテスト委員会に申し出てください。
- 他の競技者の規則違反に対して抗議するのは、基本的にまず競技者であって、プロテスト委員会ではありません。「ジャッジも見ていたのに抗議してくれなかった」と不満に思うのは間違いです。

特に規則 2(公正な帆走)の違反を目撃した場合には、プロテスト委員会が艇を抗議することもあります(規則 69 に基づいてそれ以上の処置が取られることもあります)。そのような違反としては、例えば:

- a. 意図的に規則違反する。
- b. 規則違反し、免罪されないことを知りながら、ペナルティーを履行しない。
- c. 汚い言葉をかけたり不必要に叫んだりして、他の艇(競技者)を威嚇する。
- d. レース中、自艇の成績向上に関係なく、他艇の成績を良くするために行動する。

3. 支援者艇と外部の援助

支援者艇の代表者とドライバーは、帆走指示 23 を注意深く読んでください。

規則 41(外部の援助)は、その艇の準備信号から適用されます(第 4 章前文、定義「レース中」)。ただし、艇がレース中でない場合でも、支援艇に対しては、支援内容や支援を行える場所やタイミングに制限があります(帆走指示 23)。支援艇がこれらの帆走指示に違反した場合、艇が規則 41(外部の援助)に違反していなくても、艇にペナルティーが課される場合があります(規則 64.5(b))。

4. 推進方法 - 規則 42 と付則 P

World Sailing Rule 42 Interpretation(規則 42 の World Sailing 公式解釈)の日本語訳は以下のホームページからダウンロードできます: JSAF ルール委員会ホームページ <http://www.jsaf.or.jp/rule/>

付則 P の適用について理解するためのポイントを以下にいくつか挙げます:

- a. 1 回目のペナルティーを課された艇は、できるだけ早く他艇から十分離れた後に、2 回のタックと 2 回のジャイブを含む同一方向の 2 回転を連続して速やかに行わなければなりません(規則 44.2、付則 P2.1)。
- b. 今大会中 2 回目以降のペナルティーを課された艇は、速やかにそのレースをリタイアしなければなりません(規則 P2.2、P2.3)。
- c. 課されたペナルティーがリタイアの場合でも、その後、延期、ゼネラル・リコールまたは中止され、再レースまたは再スタートとなった場合には、その艇はそのレースで帆走することができます(規則 P3)。
- d. ジャッジは、艇の規則 42 違反を確信したら、できるだけ早くその艇に近づいてペナルティー信号を示しますが、それでもペナルティー信号を示すタイミングが、艇がフィニッシュ・ラインを横切った後になることがあります。それが 1 回目のペナルティーの場合には、艇は、2 回転ペナルティーを行った後に、フィニッシュ・ラインのコース・サイドからもう一度フィニッシュする必要があります(規則 44.2)。
- e. 推進方法に違反している艇をジャッジが視認した場合、速やかに近くに寄るために引き波を立てることがありますが、ご理解下さい。それ以外は、ジャッジ・ボートの引き波がレース艇に影響がないよう、細心の注意を払います。

付則 P ペナルティーを課された場合は、そのレースの終了後に、ペナルティーを課したジャッジから説明を受けることができます。ただし、ジャッジから艇に説明に行くことは、基本的に致しません。海上で説明を受けられなかった場合や、説明を受けても十分に理解できなかった場合には、陸上で説明を受けることもできます。また、監督やコーチを伴うこともできますし、選手に代わって監督やコーチだけで説明を受けることもできます。

5. 審問室の環境

審問はセーリングハウス 2 階のプロテスト室で実施します。新型コロナ感染防止の観点から、審問はマスク着用にて広い空間と対人距離の確保および遮蔽スクリーンを設置し、十分な換気をしながら執り行います。発熱、喉の痛みやせき等の体調に異変がある当事者は申し出てください。なお、今回は感染拡大防止の観点から審問の当事者以外の人(オブザーバ)が審問を傍聴することは認めません。

6. 調停

今大会には付則 T(調停)が適用されています。選手等が艇への抗議に関する抗議書をプロテスト委員会に提出したとき、プロテスト委員会はその抗議内容が調停に適しているかどうかをその場で判断し、調停に適していると判断した場合には、すぐに調停を開始することがあります。

選手が海上で自らの違反に気づかず回転ペナルティーを履行できなかった場合、レース後に監督・コーチと相談するなどして違反に気づくことができれば、審問前であればいつでも「レース後ペナルティー」を履行することができます。今大会では、「レース後ペナルティー」は 30%の得点ペナルティーです。

7. 当事者が審問に現れない場合

審問の当事者と審問開始予定時刻は掲示板に掲示されます(帆走指示 17.3)。必ず掲示を見てください。当事者が審問に現れない場合には、その当事者が出席しなくても審問をし、判決を行うことがあります(規則 63.3(b))。

8. 審問での証言と規則 69

審問で嘘をついたり、騙したり(真実を証言しないことも含む)すると、スポーツマンシップの違反となり、規則 69(不正行為)に基づく重いペナルティーが課されることがあります。

9. OCS, ZFP, UFD または BFD と記録されたことに対する得点紹介手続きと救済要求

OCS, ZFP, UFD または BFD 等と記録された艇が、得点に誤りを主張する場合は、まず帆走指示 18.3 に従ってレース委員会に「得点紹介」を提出し確認してください。その結果に納得できない場合は、救済要求することができます。ただし、救済が与えられるためには、艇は、自艇が正しくスタートしていたという「主張」を証明する「証拠」を提示する必要があります。例えば、OCS, UFD, BFD と記録されなかった艇と自艇との相対的な位置関係を証明したとしても、その事実だけでは、自艇が正しくスタートしたことの証拠にはなりません。なぜなら、スタート信号時(あるいはその 1 分前から)のスタート・ラインと自艇との位置関係を証明していないからです。

10. ビデオ映像や画像等の証拠

審問においてビデオまたは画像記録の映像等を再生するのに必要な機器の手配・準備は、その証拠を提供しようとする当事者が行って下さい。審問室でインターネット接続が可能とは限りません。全ての当事者とパネルメンバが同時に見ることのできる再生機器を準備してください。

11. 審問の再開

審問の当事者は、判決を通告された後に審問の再開を求められます(規則 66)、今大会では、その時間が制限されています(帆走指示 17.7)。

当事者が審問再開を要求した場合、以下の 2 つの場合に限り、審問を再開します(規則 M4)。

- a. 判決を変えるかもしれない新たな証拠がある。
- b. プロテスト委員会が規則の解釈を間違っていた。

最初の審問でも示すことができたはずの証拠(例えば証人による証言)は、新たな証拠とは見なされませんので、たとえ判決を変えるかもしれない証拠であったとしても、審問は再開されません(World Sailing ケース 115)。証人に審問の場に来てもらうなどの準備は、最初の審問の前に十分に行ってください。

12. プロテスト委員会への質問

選手や監督・コーチは、レース公示や帆走指示の解釈や、プロテスト委員会の方針や手続きについて、プロテスト委員会に質問することができます。必要なら書面でプロテスト委員会事務局に提出して下さい。全選手への公平性のために、質問と回答は文書で掲示して公開します。

2022 年 7 月 9 日

プロテスト委員長 岡部 幸司